

答申第152号（諮問第207号事案）

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立ての対象となった部分開示決定において開示しないこととした情報のうち、別紙1の「開示すべき部分」に掲げる情報を開示すべきである。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成25年12月27日、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次に掲げる文書について開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
 - ・ 学校法人〇〇 〇〇幼稚園と宮城県私学文書課との間で交わされた報告・相談・打ち合わせ・協議・助言のすべて（メールやメモ等の日常的なやり取りから専門的助言まで全て含む）
 - ・ 上記に関して宮城県私学文書課と文科省と交わされた報告・相談・打ち合わせ・協議・助言のすべて（メールやメモ等の日常的なやり取りから専門的助言まで全て含む）
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、別紙2の文書（一連番号1から一連番号16までをいう。以下同じ。）を特定した。

その上で、別紙2の文書について、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について開示しない理由を次のとおり付して、平成26年1月17日付けで異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第2号該当

対象行政文書には、学校法人の役職員及びその他教職員の氏名等、個人に関する情報が含まれており、これらは特定の個人が識別され得るものであり、公開することにより、個人の権利利益が害されるおそれがあるため

条例第8条第1項第3号該当

対象行政文書には、法人の運営等内部に関する情報等が記載されており、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるため

条例第8条第1項第4号該当

対象行政文書には、公表されていない警察職員の氏名等が記載されており、当該情報を公開することにより、犯罪の予防、捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるため

条例第8条第1項第7号該当

対象行政文書には、法人の事故対応の助言・指導等に関する情報が記載されている。これは、県の事務事業に必要な情報であり、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できない、又は事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるため

- 3 これに対し、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成26年3月18日付けで異議申立てを行った。実施機関が異議申立書に記載の不備があるとして、平成26年4月14日付けで補正を命じたところ、異議申立人は平成26年4月25日付けで異議申立書の補正を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、対象文書の全部を開示するよう求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書において述べている内容によると、おおむね次のとおりである。

本件処分により非開示となった部分は条例第8条に定められた各号のいずれにも該当しないため、非開示とすべき理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っていると考ええる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書の性格等について

(1) 生徒等事故報告書について

本件行政文書は、私立学校法等施行細則（昭和53年宮城県規則第25号）第4条の規定により、学校法人〇〇から県に提出された東日本大震災に係る〇〇幼稚園園児の事故報告書である。

(2) 復命書

本件行政文書は、県が幼稚園の運営状況等について現地調査を行った際に、学校法人〇〇に対し幼稚園の今後の運営についての意向を聴取しその内容を記録したものである。

(3) 電話記録箋等について

本件行政文書は、県が学校法人〇〇から受けた、遺族への対応や〇〇幼稚園の運営に関する相談等内容を記録したものである。

2 個別の検討及び結論

(1) 条例第8条第1項第2号該当性について

条例第8条第1項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の

当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」に該当する行政文書については、行政文書の開示をしないことができる」と規定している。

本件行政文書には、事故発生当時の〇〇幼稚園の教職員、園児及びその保護者等の行動が記載されているが、氏名等の個人情報（又は氏名を特定できる可能性のある情報、園児氏名のイニシャル等）が含まれているため、これら全てを公開した場合には、個人の権利利益が害されるおそれがあることから、これらの情報については、非開示が妥当と判断したものである。

(2) 条例第8条第1項第3号該当性について

条例第8条第1項第3号は、「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」に該当する情報が記録されている行政文書については、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を原則として保障しようとする趣旨から、実施機関は、行政文書の開示をしないことができると規定している。

本件行政文書には、法人の事故対応等に関する情報及び法人が有する財産等に関する情報が含まれており、これらを全て公開した場合には、法人の競争上の地位その他正当な利益が損なわれることから、これらの情報については非開示が妥当と判断したものである。

(3) 条例8条第1項第4号該当性について

条例第8条第1項第4号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、控訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、行政文書の開示をしないことができると規定している。

本件行政文書には、遺体捜索に携わった警察職員の氏名等が記載されている。当該情報は公表されていない警察職員の氏名であり、これらを全て公開した場合には、警察業務の性質上、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあることから非開示が妥当と判断したものである。

(4) 条例第8条第1項第7号該当性について

条例第8条第1項第7号は、「県の機関又は国等の機関が行う検査、その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障を生ずることが認められる」情報が記録されている行政文書については、開示しないことができると規定している。

本件行政文書には、法人の遺族に対する対応の報告及びそれらに対す

る実施機関の助言・指導等に関する情報が記載されている。これらの情報が全て開示されることになれば、情報を公開されることを懸念する法人から、速やかな報告が得られなくなるなど、法人との信頼関係を損ない、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあることから非開示が妥当であると判断したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

異議申立ての対象とされた本件処分に係る行政文書は、別紙2の文書のうち、本件行政文書1から本件行政文書15までのものである。

3 条例第8条第1項各号に規定する非開示情報について

条例第8条第1項は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定している。以下、本事案に係る条項を記載する。

(1) 条例第8条第1項第2号

条例第8条第1項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」を非開示事由として規定している。これは、行政文書の開示による当該行政文書に記載されている個人の権利利益の侵害を確実に回避し、個人の尊厳及び基本的人権を最大限に保護するため、個人が特定できる情報を包括的に非開示として保護することとしたものであり、さらに、条例第3条第1項後段により、実施機関には、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をすることが義務付けられ、その保護の徹底を図っている。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の中にも、例外的に保護する必要がない情報があるため、条例第8条第1項第2号ただし書は、「イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」又は「ロ 当該個人が公務員等（国

家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならないと規定している。

(2) 条例第8条第1項第3号について

条例第8条第1項第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」を非開示事由として規定している。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報は非開示情報から除かれる。

なお、本件事案においては、この法人等の「権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」に該当するかどうかの判断に当たり、東日本大震災という特殊な状況下の情報であり、事故状況等に関する情報については、社会的な公開の要請が強いと考えられることが十分考慮されるべきである。

(3) 条例第8条第1項第4号について

条例第8条第1項第4号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示事由として規定している。

(4) 条例第8条第1項第7号について

条例第8条第1項第7号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」を非開示事由として規定している。

4 本件対象行政文書に記録された非開示情報について

実施機関は、本件対象行政文書には条例第8条第1項各号に規定された非開示情報が記録されていると主張している。当審査会では、実施機関から該当すると判断した非開示条項を付記した対象行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、以下、その非開示妥当性を検討する。

(1) 本件行政文書1（一連番号1）について

当該文書は、東日本大震災による児童の被災状況について、学校法人〇〇（以下「本件学校法人」という。）が運営する〇〇幼稚園（以下「本件幼稚園」という。）が監督官庁である実施機関に対して平成23年4月6日に行った報告について、県の担当者が記録した文書である。当該文書には報告を行った相手方、事故状況の概要、事務打合せの概要等の情報が記載されており、これらの情報のうち、実施機関が条例第8条第1項第2号、第3号、第7号又はそれらのうちの複数に該当すると判断した情報が非開示とされている。

イ 条例第8条第1項第2号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第8条第1項第2号に該当するとして非開示とした部分には、本件事案について報告を行った者及び被害児童等に関する情報が記録されている。これらの情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得るものであり、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報には当たらないことから、同号ただし書イには該当せず、また、公務員等の職務遂行の内容に係る情報とも認められないことから、同号ただし書ロにも該当せず、非開示とすることが妥当である。

ロ 条例第8条第1項第3号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示とした部分には、本件学校法人が実施機関に報告した事故当時の対応状況に関する情報が記録されている。これらの情報は事故対応という法人の事業に関する内部情報であり、公開することにより、法人の名誉、社会的評価等が損なわれると認められ、また同号ただし書にも該当しないと認められることから、非開示とすることが妥当である。

ただし、事故対応情報のうち、事実報告程度の情報については、公開することにより、法人の名誉、社会的評価等を損なうとまでは認められないため、同号本文には該当しない。

ハ 条例第8条第1項第7号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第8条第1項第7号に該当するとして非開示とした部分には、本件学校法人が実施機関に報告した事故当時の対応状況に関する情報及びそれに対する実施機関からの指導、助言等の情報が記録されている。これらに係る打合せは任意で行われたものであり、これらの情報は公開することにより、情報を公開され

ることを懸念する法人から率直な情報収集ができなくなり、今後の法人の指導監督業務の執行に支障が生じると認められるため、非開示とすることが妥当である。

ただし、事故対応に関するやりとりのうち、事実報告程度の内容については、公開することにより、今後の法人の指導監督業務に支障が生じるとは認められないため、同号には該当しない。

ニ 条例第 8 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の両方に該当する情報について
当該文書において実施機関が条例第 8 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の両方に該当するとして非開示とした部分についても、前記ロ、ハでそれぞれ検討した。

ホ 判断

上記検討の結果は、別紙 1 に示したとおりである。

なお、いずれかの非開示条項に該当することにより非開示が妥当であると判断した情報については、他の非開示条項の該当性を重ねて判断しないものもある。

(2) 本件行政文書 2（一連番号 2）について

当該文書は、遺族説明会の日程等について、本件幼稚園が実施機関に対して平成 23 年 4 月 7 日に電話で連絡した内容を記録した文書である。当該文書には報告を行った発信者、説明会日程等の情報が記載されており、発信者に関する情報及び遺族説明会日程等に関する報告及び意見交換を行った内容のうち、実施機関が条例第 8 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 7 号又はそれらのうちの複数に該当すると判断した情報が非開示とされている。

イ 条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして非開示とした部分には、発信者に関する情報が記録されている。これらの情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得るものであり、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報には当たらないことから、同号ただし書イには該当せず、また、公務員等の職務遂行の内容に係る情報とも認められないことから、同号ただし書ロにも該当せず、非開示とすることが妥当である。

ロ 条例第 8 条第 1 項第 3 号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第 8 条第 1 項第 3 号に該当するとして非開示とした部分には、本件幼稚園が実施機関に報告した事故対応状況等に関する情報が記録されている。これらの情報は事故対応という法人の事業に関する内部情報であり、公開することにより、法人の名誉、社会的評価等が損なわれると認められ、また同号ただし書にも該当しないと認められることから、非開示とすることが妥当である。

ハ 条例第 8 条第 1 項第 7 号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第 8 条第 1 項第 7 号に該当するとして非開示とした部分には、本件幼稚園が実施機関に報告した事故対応状況等に関する情報及びそれに対する実施機関からの指導、助言等の情報が記録されている。これらに係る打合せは任意で行われたものであり、これらの情報は公開することにより、情報を公開されることを懸念する法人から率直な情報収集ができなくなり、今後の法人の指導監督業務の執行に支障が生じると認められるため、非開示とすることが妥当である。

ニ 条例第 8 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の両方に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第 8 条第 1 項第 3 号と第 7 号の両方に該当するとして非開示とした部分についても、前記ロ、ハでそれぞれ検討した。

ホ 判断

上記検討の結果は、別紙 1 に示したとおりである。

なお、いずれかの非開示条項に該当することにより非開示が妥当であると判断した情報については、他の非開示条項の該当性を重ねて判断しないものもある。

(3) 本件行政文書 3（一連番号 3）について

当該文書は、実施機関が本件幼稚園からファクシミリで提出を受けた保護者説明会資料であり、当該文書には提出者、事故当時の状況を記録した情報が記載されており、これらの情報のうち、実施機関が条例第 8 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 7 号又はそれらのうちの複数に該当すると判断した情報が非開示とされている。

イ 条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして非開示とした部分には、提出者に関する情報が記録されている。これらの情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得るものであり、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報には当たらないことから、同号ただし書イには該当せず、また、公務員等の職務遂行の内容に係る情報とも認められないことから、同号ただし書ロにも該当せず、非開示とすることが妥当である。

ロ 条例第 8 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 7 号の全てに該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第 8 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 7 号の全てに該当するとして非開示とした情報についても、全て前記イで検討した情報と重複している。

ハ 判断

上記検討の結果は、別紙 1 に示したとおりである。

なお、当該文書において実施機関が条例第 8 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 7 号の全てに該当するとして非開示とした情報のうち、第 2 号に該当することから非開示が妥当と判断した情報については、重ねて第 3 号及び第 7 号該当性については判断しない。

(4) 本件行政文書 4（一連番号 4）について

当該文書は、本件幼稚園が事故報告書を作成するに先立ち、平成 23 年 4 月 15 日に実施機関が参考資料としてファクシミリで送付した文書である。当該文書には、文書の受信者、事故報告書の作成に関する留意事項等の情報が記載されており、これらの情報のうち、実施機関が条例第 8 条第 1 項第 2 号又は第 7 号に該当すると判断した情報が非開示とされている。

イ 条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして非開示とした部分には、受信者に関する情報が記録されている。これらの情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得るものであり、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報には当たらないことから、同号ただし書イには該当せず、また、公務員等の職務遂行の内容に係る情報とも認められないことから、同号ただし書ロにも該当せず、非開示とすることが妥当である。

ロ 条例第 8 条第 1 項第 7 号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第 8 条第 1 項第 7 号に該当するとして非開示とした部分には、事故報告書の作成に当たって、実施機関が本件幼稚園に対して行った指導及び助言に関する情報が記録されている。これらの情報は、公表されることを予定していない任意の場での指導、助言であり、公開することにより、今後の率直な意見交換ができなくなり、今後の法人の指導監督業務の執行に支障が生じると認められるため、非開示とすることが妥当である。

ただし、一般的な事項に関するやりとりについては、公開することにより、今後の法人の指導監督業務に支障が生じるとは認められないため、同号には該当せず、開示とすることが妥当である。

ハ 判断

上記検討の結果は、別紙 1 に示したとおりである。

(5) 本件行政文書 5（一連番号 6）について

当該文書は、私立幼稚園の現況について、平成 23 年 5 月 23 日に実施機関が調査を行った復命書であり、本件幼稚園の被害状況について、実施機関が聴き取りした内容及び幼稚園に対する意見が記載されてい

る。当該文書に記載されたこれらの情報のうち、実施機関が条例第8条第1項第2号、第3号、第7号又はそのそれらのうちの複数に該当すると判断した情報が非開示とされている。

イ 条例第8条第1項第2号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第8条第1項第2号に該当するとして非開示とした部分には、対応者に関する情報が記録されている。これらの情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得るものであり、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報には当たらないことから、同号ただし書イには該当せず、また、公務員等の職務遂行の内容に係る情報とも認められないことから、同号ただし書ロにも該当せず、非開示とすることが妥当である。

ロ 条例第8条第1項第7号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第8条第1項第7号に該当するとして非開示とした部分には、本件幼稚園が実施機関に報告した事故対応状況等に関する情報及びそれに対する実施機関からの指導、助言等の情報が記録されている。これらの情報は、任意の聴き取り調査で収集されたものであり、公開することにより、情報を公開されることを懸念する法人から率直な情報収集ができなくなり、今後の法人の指導監督業務の執行に支障が生じると認められるため、非開示とすることが妥当である。

ただし、一般的な事項に関するやりとりについては、公開することにより、今後の法人の指導監督業務に支障が生じるとは認められないため、同号には該当せず、開示とすることが妥当である。

ハ 条例第8条第1項第3号及び第7号の両方に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第8条第1項第3号及び第7号の両方に該当するとして非開示とした情報についても、全て前記ロで検討した。

ニ 判断

上記検討の結果は、別紙1に示したとおりである。

なお、当該文書において実施機関が条例第8条第1項第3号及び第7号の両方に該当するとして非開示とした情報のうち、第7号に該当することから非開示が妥当と判断した情報については、重ねて第3号該当性については判断しない。

(6) 本件行政文書6（一連番号7）について

当該文書は、本件学校法人が本件幼稚園の今後に関し、平成23年6月27日に実施機関に相談等を行った内容を記録した文書及び本件学校法人から提出された遺族からの通知文書の写しである。当該文書には、相談者に関する情報、本件幼稚園の今後に関する相談内容、遺族

から本件学校法人に通知された内容等の情報が記載されており、これらの情報のうち、実施機関が条例第8条第1項第2号、第3号、第7号又はそれらのうちの複数に該当すると判断した情報が非開示とされている。

イ 条例第8条第1項第2号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第8条第1項第2号に該当するとして非開示とした部分には、相談者又は遺族に関する情報が記録されている。これらの情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得るものであり、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報には当たらないことから、同号ただし書イには該当せず、また、公務員等の職務遂行の内容に係る情報とも認められないことから、同号ただし書ロにも該当せず、非開示とすることが妥当である。

ただし、本件行政文書6の8ページ目の1行目に記録された情報については、個人に関する情報とは認められず、同号本文に該当するとは認められないことから、開示とすることが妥当である。

ロ 条例第8条第1項第3号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示とした部分には、本件学校法人が実施機関に報告した事故対応情報、今後の運営方針等に関する情報及び本件学校法人と取引関係がある事業者等の情報が記録されている。これらの情報は法人の事業運営に関する内部管理に属する情報であり、公開することにより、法人の事業活動が損なわれると認められ、また同号ただし書にも該当しないと認められることから、非開示とすることが妥当である。

ハ 条例第8条第1項第7号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第8条第1項第7号に該当するとして非開示とした部分には、本件学校法人が実施機関に報告した事故対応情報、今後の事業活動等に関する情報及びそれに対する実施機関からの指導、助言等の情報が記録されている。当該文書に記録された意見交換は任意で行われたものであり、これらの情報は公開することにより、情報を公開されることを懸念する法人から率直な情報収集ができなくなり、今後の法人の指導監督業務の執行に支障が生じると認められるため、非開示とすることが妥当である。

ニ 条例第8条第1項第2号、第3号、第7号又はそれらのうちの複数に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第8条第1項第2号及び第3号、第3号及び第7号又は第2号、第3号及び第7号に該当するとして非開示とした部分についても、前記イ、ロ、ハでそれぞれ検討した。

ホ 判断

上記検討の結果は、別紙1に示したとおりである。

なお、いずれかの非開示条項に該当することにより非開示が妥当であると判断した情報については、他の非開示条項の該当性を重ねて判断しないものもある。

(7) 本件行政文書 7（一連番号 8）について

当該文書は、私立学校法等施行細則（以下「細則」という。）第 4 条の規定により、本件学校法人が平成 23 年 7 月 29 日に実施機関に提出した報告書である。当該文書は、細則に規定された様式第 44 号による生徒等事故報告書と事故時の状況を平成 23 年 6 月 26 日現在で時系列にまとめた資料から構成され、これらの情報のうち、実施機関が条例第 8 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 7 号又はそれらのうちの複数に該当すると判断した情報が非開示とされている。

イ 条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして非開示とした部分には、本件幼稚園で事故対応を行った者、相談者又は遺族等に関する情報が記録されている。これらの情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得るものであり、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報には当たらないことから、同号ただし書イには該当せず、また、公務員等の職務遂行の内容に係る情報とも認められないことから、同号ただし書ロにも該当せず、非開示とすることが妥当である。

ただし、事故対応を行った者に関する情報のうち、特定の個人が識別されない情報又は識別され得ない情報については、同号本文に該当するとは認められない。

ロ 条例第 8 条第 1 項第 3 号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第 8 条第 1 項第 3 号に該当するとして非開示とした部分には、本件学校法人が実施機関に報告した事故対応情報、今後の運営方針等に関する情報が記録されている。これらの情報は法人の事業運営に関する内部管理に属する情報であり、公開することにより、法人の事業活動が損なわれると認められ、また同号ただし書にも該当しないと認められることから、非開示とすることが妥当である。

ただし、本件行政文書 7 の 2 ページ目から 8 ページ目までにおいて、原処分で非開示とした情報には第 3 号に該当する情報は存在せず、同号本文に該当するとは認められない。

ハ 条例第 8 条第 1 項第 7 号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第 8 条第 1 項第 7 号に該当するとして非開示とした部分には、本件学校法人が実施機関に報告した事故対応情報、今後の事業活動等に関する情報及びそれに対する実施機関からの指導、助言等の情報が記録されている。これらに係る打合せは

任意で行われたものであり、これらの情報は公開することにより、情報を公開されることを懸念する法人から率直な情報収集ができなくなり、今後の法人の指導監督業務の執行に支障が生じると認められるため、非開示とすることが妥当である。

ただし、本件行政文書 7 の 2 ページ目から 8 ページ目までにおいて、原処分で非開示とした情報には第 7 号に該当する情報は存在せず、同号に該当するとは認められない。

ニ 条例第 8 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 7 号の全てに該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第 8 条第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 7 号の全てに該当するとして非開示とした部分についても、前記イ、ロ、ハでそれぞれ検討した。

ホ 判断

上記検討の結果は、別紙 1 に示したとおりである。

なお、いずれかの非開示条項に該当することにより非開示が妥当であると判断した情報については、他の非開示条項の該当性を重ねて判断しないものもある。

(8) 本件行政文書 8 (一連番号 9) について

当該文書は、対象行政文書 7 の提出後に、実施機関からの問合せに対し、本件学校法人が提出した事故報告書の追加資料である。当該文書は、本件幼稚園の前園長が作成した事故状況をまとめた資料、本件幼稚園の防災対策に関する文書、危機管理マニュアル等から構成され、これらの情報のうち、実施機関が条例第 8 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号又はそれらのうちの複数に該当すると判断した情報が非開示とされている。

イ 条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして非開示とした部分には、個人に関する情報が記録されている。これらの情報のうち、法人の職員等関係者、園児または遺族等に関する情報については、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報には当たらないことから、同号ただし書イには該当せず、また、公務員等の職務遂行の内容に係る情報とも認められないことから、同号ただし書ロにも該当せず、非開示とすることが妥当である。

ただし、遺族に対応した役場職員の名前については、公務員等の職務遂行の内容に係る情報であることから、同号ただし書ロに該当し、開示とすることが妥当である。

なお、実施機関は遺族等の対応状況に関する情報について、一体的に同号に該当するとしているが、これらの情報のうち、個人の氏名等

を非開示とすれば、特定の個人が識別されない情報又は識別され得ない情報及び特定の個人を識別することはできないが、公開することにより個人の権利利益が害されるおそれがない情報については、同号本文に該当するとは認められない。

また、実施機関が同号に該当するとした情報以外にも、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあり、同号ただし書のいずれにも該当しない情報が含まれているため、これらの情報は同号に該当し、非開示とすることが妥当である。

ロ 条例第8条第1項第3号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示とした部分には、本件学校法人が実施機関に報告した事故対応、遺族対応等に関する情報が記録されている。これらの情報のうち弔慰金に関する情報は法人の遺族対応等に関する内部管理に属する情報であり、公開することにより、法人の事業活動が損なわれると認められ、また同号ただし書にも該当しないと認められることから、非開示とすることが妥当である。

ただし、審査会が当該文書を見分したところ、当該文書に記録されている情報のうち、報道等で明らかにされている情報又は災害時の遺族対応に関する情報であって、その対応状況が想定し得る程度の内容である情報については、法人の事業運営に関する内部管理に属する情報ではあるが、公開することにより、法人の名誉、社会的評価等が損なわれるとまでは言えず、同号本文に該当するとは認められない。

ハ 条例第8条第1項第4号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第8条第1項第4号に該当するとして非開示とした部分には、遺体捜索に携わった警察職員の氏名が記録されている。この情報は、一般に公表されていない情報であり、公開することにより、警察業務の性質上、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるとした実施機関の判断は首肯し得るものであることから、同号に該当し、非開示が妥当である。

また、実施機関が第2号に該当するとした情報のうち、警察職員の氏名が含まれている情報については第4号に該当し、非開示とすることが妥当である。

ニ 条例第8条第1項第7号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第8条第1項第7号に該当するとして非開示とした部分には、本件学校法人が実施機関に報告した事故対応、遺族対応等に関する情報及びそれに対する実施機関からの指導、助言等の情報が記録されている。これらの情報は、法人に対する指導監督のために収集した当該法人に関する情報ではあるが、審査会が当該文書を見分したところ、当該文書に記録されている情報は、報道等で明らかにされている情報又は災害時の遺族対応に関する情報であつ

て、その対応状況が想定し得る程度の内容である情報と考えられ、公開することにより、情報を公開されることを懸念する法人から率直な情報収集ができなくなり、今後の法人の指導監督業務の執行に支障が生じるとまではいえず、同号に該当するとは認められない。

ホ 条例第8条第1項第2号、第3号又は第7号のいずれか複数に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第8条第1項第2号及び第3号、第3号及び第7号又は第2号、第3号及び第7号に該当するとして非開示とした情報についても、前記イ、ロ、ニでそれぞれ検討した。

へ 判断

上記検討の結果は、別紙1に示したとおりである。

なお、いずれかの非開示条項に該当することにより非開示が妥当であると判断した情報については、他の非開示条項の該当性を重ねて判断しないものもある。

(9) 本件行政文書9（一連番号10）について

当該文書は、本件幼稚園が今後の法人及び幼稚園の運営に関し、平成23年12月1日に実施機関に相談した内容を記録した文書である。当該文書には相談を行った相談者、相談の概略等の情報が記載されており、相談者に関する情報及び相談内容のうち、実施機関が条例第8条第1項第2号、第3号、第7号又はそれらのうちの複数に該当すると判断した情報が非開示とされている。

イ 条例第8条第1項第2号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第8条第1項第2号に該当するとして非開示とした部分には、相談者又は遺族に関する情報が記録されている。これらの情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得るものであり、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報には当たらないことから、同号ただし書イには該当せず、また、公務員等の職務遂行の内容に係る情報とも認められないことから、同号ただし書ロにも該当せず、非開示とすることが妥当である。

ロ 条例第8条第1項第3号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示とした部分には、本件幼稚園が実施機関に報告した今後の運営方針等に関する情報及び本件幼稚園と取引関係がある事業者等の情報が記録されている。これらの情報は法人の事業運営に関する内部管理に属する情報であり、公開することにより、法人の事業活動が損なわれると認められ、また同号ただし書にも該当しないと認められることから、非開示とすることが妥当である。

ハ 条例第 8 条第 1 項第 7 号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第 8 条第 1 項第 7 号に該当すると
して非開示とした部分には、本件幼稚園が実施機関に報告した今後の
事業活動等に関する情報及びそれに対する実施機関からの指導、助言
等の情報が記録されている。これらに係る打合せは任意で行われたも
のであり、これらの情報は公開することにより、情報を公開されるこ
とを懸念する法人から率直な情報収集ができなくなり、今後の法人の
指導監督業務の執行に支障が生じると認められるため、非開示とす
ることが妥当である。

ニ 条例第 8 条第 1 項第 2 号及び第 3 号又は第 3 号及び第 7 号に該当す
る情報について

当該文書において実施機関が条例第 8 条第 1 項第 2 号及び第 3 号又
は第 3 号及び第 7 号に該当するとして非開示とした部分についても、
前記イ、ロ、ハでそれぞれ検討した。

ホ 判断

上記検討の結果は、別紙 1 に示したとおりである。

なお、いずれかの非開示条項に該当することにより非開示が妥当であ
ると判断した情報については、他の非開示条項の該当性を重ねて判断し
ないものもある。

(10) 本件行政文書 10（一連番号 11）について

当該文書は、実施機関が平成 23 年 12 月 12 日に本件幼稚園を現地
確認した内容を記録した文書である。当該文書には、実施機関職員が
本件幼稚園から今後の状況等について聴き取りした内容が記録されて
おり、これらの情報のうち、実施機関が条例第 8 条第 1 項第 3 号、第
7 号又はその両方に該当すると判断した情報が非開示とされている。

イ 条例第 8 条第 1 項第 3 号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第 8 条第 1 項第 3 号に該当すると
して非開示とした部分には、本件幼稚園が実施機関に報告した今後の
運営方針等に関する情報が記録されている。これらの情報は法人の事
業運営に関する内部管理に属する情報であり、公開することにより、
法人の事業活動が損なわれると認められ、また同号ただし書にも該当
しないと認められることから、非開示とすることが妥当である。

ロ 条例第 8 条第 1 項第 7 号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第 8 条第 1 項第 7 号に該当すると
して非開示とした部分には、本件幼稚園が実施機関に報告した今後の
事業活動等に関する情報及びそれに対する実施機関からの指導、助言
等の情報が記録されている。これらに係る打合せは任意で行われたも
のであり、これらの情報は公開することにより、情報を公開されるこ
とを懸念する法人から率直な情報収集ができなくなり、今後の法人の

指導監督業務の執行に支障が生じると認められるため、非開示とすることが妥当である。

ハ 条例第 8 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の両方に該当する情報について当該文書において実施機関が条例第 8 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の両方に該当するとして非開示とした部分についても、前記イ、ロでそれぞれ検討した。

ニ 判断

上記検討の結果は、別紙 1 に示したとおりである。

なお、いずれかの非開示条項に該当することにより非開示が妥当であると判断した情報については、他の非開示条項の該当性を重ねて判断しないものもある。

(11) 本件行政文書 1 1（一連番号 1 2）について

当該文書は、本件幼稚園から実施機関あてに、平成 24 年 1 月 31 日に裁判関係について電話により連絡があった内容を記録した文書である。当該文書には、本件幼稚園と実施機関職員が裁判関係について意見交換した内容が記録されており、これらの情報のうち、実施機関が条例第 8 条第 1 項第 3 号、第 7 号又はその両方に該当すると判断した情報が非開示とされている。

イ 条例第 8 条第 1 項第 7 号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第 8 条第 1 項第 7 号に該当するとして非開示とした部分には、本件幼稚園が実施機関に報告した裁判等の事業運営に関する情報及びそれに対する実施機関からの指導、助言等の情報が記録されている。これらに係る意見交換は任意で行われたものであり、これらの情報は公開することにより、情報を公開されることを懸念する法人から率直な情報収集ができなくなり、今後の法人の指導監督業務の執行に支障が生じると認められるため、非開示とすることが妥当である。

ロ 条例第 8 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の両方に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第 8 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の両方に該当するとして非開示とした情報については、全て前記イで検討した情報と重複している。

ハ 判断

上記検討の結果は、別紙 1 に示したとおりである。

なお、当該文書において実施機関が条例第 8 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の両方に該当するとして非開示とした情報のうち、第 7 号に該当することから非開示が妥当と判断した情報については、重ねて第 3 号該当性については判断しない。

(12) 本件行政文書 1 2 (一連番号 1 3) について

当該文書は、実施機関が平成 2 4 年 1 1 月 8 日に実施した本件幼稚園の運営状況調査の復命書である。当該文書には、本件学校法人側の相手方に関する情報、法人運営に関する今後の見通し等について、本件学校法人と実施機関が行った意見交換等に関する情報が記載されており、これらの情報のうち、実施機関が条例第 8 条第 1 項第 2 号、第 3 号、第 7 号又はそれらのうちの複数に該当すると判断した情報が非開示とされている。

イ 条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして非開示とした部分には、相手方に関する情報が記録されている。これらの情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得るものであり、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報には当たらないことから、同号ただし書イには該当せず、また、公務員等の職務遂行の内容に係る情報とも認められないことから、同号ただし書ロにも該当せず、非開示とすることが妥当である。また、実施機関が同号に該当するとして情報以外にも、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがある情報が含まれているため、これらの情報は同号に該当し、非開示とすることが妥当である。

ロ 条例第 8 条第 1 項第 3 号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第 8 条第 1 項第 3 号に該当するとして非開示とした部分には、本件学校法人が実施機関に報告した今後の運営方針等に関する情報及び本件学校法人と取引関係がある事業者等の情報が記録されている。これらの情報は法人の事業運営に関する内部管理に属する情報であり、公開することにより、法人の事業活動が損なわれると認められ、また同号ただし書にも該当しないと認められることから、非開示とすることが妥当である。

ハ 条例第 8 条第 1 項第 7 号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第 8 条第 1 項第 7 号に該当するとして非開示とした部分には、本件学校法人が実施機関に報告した今後の運営方針等に関する情報及びそれに対する実施機関からの指導、助言等の情報が記録されている。これらの打合せは任意で行われたものであり、これらの情報は公開することにより、情報を公開されることを懸念する法人から率直な情報収集ができなくなり、今後の法人の指導監督業務の執行に支障が生じると認められるため、非開示とすることが妥当である。

ニ 条例第 8 条第 1 項第 2 号及び第 7 号又は第 3 号及び第 7 号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第8条第1項第2号及び第7号又は第3号及び第7号の両方に該当するとして非開示とした情報についても、前記イ、ロ、ハでそれぞれ検討した。

ホ 判断

上記検討の結果は、別紙1に示したとおりである。

なお、いずれかの非開示条項に該当することにより非開示が妥当であると判断した情報については、他の非開示条項の該当性を重ねて判断しないものもある。

(13) 本件行政文書13（一連番号14）について

当該文書は、本件学校法人から平成25年3月26日付けで実施機関あてに提出された休園届に関する文書である。当該文書は、細則参考様式4による休園届と添付書類である理事会決議録から構成され、これらの情報のうち、実施機関が条例第8条第1項第2号、第3号又はその両方に該当すると判断した情報が非開示とされている。

イ 条例第8条第1項第2号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第8条第1項第2号に該当するとして非開示とした部分には、本件幼稚園に在籍する園児に関する情報、理事会における理事に関する情報が記録されている。これらの情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得るものであり、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報には当たらないことから、同号ただし書イには該当せず、また、公務員等の職務遂行の内容に係る情報とも認められないことから、同号ただし書ロにも該当せず、非開示とすることが妥当である。

ロ 条例第8条第1項第2号及び第3号の両方に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第8条第1項第2号及び第3号の両方に該当するとして非開示とした情報については、全て前記イで検討した情報と重複している。

ハ 判断

上記検討の結果は、別紙1に示したとおりである。

なお、当該文書において実施機関が条例第8条第1項第2号及び第3号の両方に該当するとして非開示とした情報のうち、第2号に該当することから非開示が妥当と判断した情報については、重ねて第3号該当性については判断しない。

(14) 本件行政文書14（一連番号15）について

当該文書は、本件幼稚園が平成25年6月20日に実施機関に対し、今後の手続等について電話連絡した内容を記録した文書である。当該文書には、幼稚園の廃止及び学校法人の解散等について、本件幼稚園

と実施機関がやり取りした内容が記録されており、これらの情報のうち、実施機関が条例第8条第1項第7号に該当すると判断した情報が非開示とされている。

イ 条例第8条第1項第7号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第8条第1項第7号に該当するとして非開示とした部分には、本件幼稚園からの相談について実施機関が電話で応じた情報が記録されている。これらは既に明らかにされている情報と同等であり、公開することにより、本件幼稚園に対する指導監督業務及び今後の実施機関の学校法人に関する指導監督業務の公正又は円滑な執行に支障が生じるとは認められないため、同号には該当せず、開示とすることが妥当である。

ロ 判断

上記検討の結果は、別紙1に示したとおりである。

(15) 本件行政文書15（一連番号16）について

当該文書は、本件幼稚園が平成25年10月4日に実施機関に対し、今後の手続等について相談した内容を記録した文書である。当該文書には、本件幼稚園側の対応者に関する情報、幼稚園の廃止及び学校法人の解散等について、本件幼稚園と実施機関がやり取りした内容が記録されており、これらの情報のうち、実施機関が条例第8条第1項第2号、第3号、第7号又はそれらのうちの複数に該当すると判断した情報が非開示とされている。

イ 条例第8条第1項第2号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第8条第1項第2号に該当するとして非開示とした部分には、対応者に関する情報が記録されている。これらの情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得るものであり、法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報には当たらないことから、同号ただし書イには該当せず、また、公務員等の職務遂行の内容に係る情報とも認められないことから、同号ただし書ロにも該当せず、非開示とすることが妥当である。

ロ 条例第8条第1項第3号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第8条第1項第3号に該当するとして非開示とした部分には、本件幼稚園が実施機関に報告した今後の運営方針等に関する情報及び本件幼稚園と取引関係がある事業者等の情報が記録されている。これらの情報は法人の事業運営に関する内部管理に属する情報であり、公開することにより、法人の事業活動が損なわれると認められ、また同号ただし書にも該当しないと認められることから、非開示とすることが妥当である。

ハ 条例第8条第1項第7号に該当する情報について

当該文書において実施機関が条例第8条第1項第7号に該当すると
して非開示とした部分には、本件幼稚園が実施機関に報告した今後の
運営方針等に関する情報及びそれに対する実施機関からの指導、助言
等の情報が記録されている。これらに係る打合せは任意で行われたも
のであり、これらの情報は公開することにより、情報を公開されるこ
とを懸念する法人から率直な情報収集ができなくなり、今後の法人の
指導監督業務の執行に支障が生じると認められるため、非開示とする
ことが妥当である。

ニ 条例第8条第1項第2号及び第3号又は第3号及び第7号に該当す
る情報について

当該文書において実施機関が条例第8条第1項第2号及び第3号又
は第3号及び第7号の両方に該当するとして非開示とした情報につい
ても、前記イ、ロ、ハでそれぞれ検討した。

ホ 判断

上記検討の結果は、別紙1に示したとおりである。

なお、いずれかの非開示条項に該当することにより非開示が妥当であ
ると判断した情報については、他の非開示条項の該当性を重ねて判断し
ないものもある。

5 結論

以上のとおり、本件処分のうち、実施機関が非開示と判断した情報に
ついて、当審査会は、別紙1の「開示すべき部分」に掲げる情報につい
ては、条例第8条第1項第2号、第3号、第4号及び第7号のいずれに
も該当しないことから、開示すべきであると判断した。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙3のとおりである。

別紙1

一連 番号	文書件名	原処分			審査会の判断			備考			
		ページ	非開示該当箇所	理由	判断	理由	開示すべき部分				
1	H23.4.6 事務打合せ 記録	1-1	「4 相手」欄 個人に関する情報	2号	非開示	2号	なし	本件行政文書1			
			「6 概要等」欄 7行目6文字目～8行目 法人の事故対応情報	3号, 7号	開示	3, 7号	「6 概要等」欄 7行目6文字目から8行目7文字目まで				
			9行目, 17行目 個人に関する情報		2号		非開示		2号	なし(上記を除く)	
			21行目～最後 法人の事故対応情報	3号, 7号	開示	3, 7号	21行目				
			非開示		なし(上記を除く)						
		1-2	1～3行目 法人の事故対応情報	3号, 7号	非開示	3, 7号	なし				
			18行目, 24行目, 31行目, 42行目 個人に関する情報	2号	非開示	2号	なし				
			21～23行目, 27～30行目 法人に対する指導, 助言	7号	非開示	7号	なし				
			32～33行目 法人の事故対応情報	3, 7号	非開示	3, 7号	なし				
			35～39行目 法人に対する指導, 助言	7号	非開示	7号	なし				
			40, 41行目 法人の事故対応情報及び指導, 助言	3, 7号	非開示	3, 7号	なし				
			43, 44行目 法人の事故対応情報	3, 7号	非開示	3, 7号	なし				
		1-3	8行目, 14行目, 22行目 個人に関する情報	2号	非開示	2号	なし				
			2～7行目 法人に対する指導, 助言	7号	非開示	7号	なし				
			9行目 法人の事故対応情報	3号	非開示	3号	なし				
			11～13行目 法人に対する指導, 助言	7号	非開示	7号	なし				
			19～21行目 法人に対する指導, 助言	7号	開示		全部				
			23行目 法人の事故対応情報	3, 7号	非開示	3, 7号	なし				
			25～30行目 法人に対する指導, 助言	7号	非開示	7号	なし(25行目から27行目12文字目までの部分, 28行目から30行目部分)				
					非開示	3, 7号	なし(27行目13文字目から最後まで部分)				
			31～32行目 法人の事故対応情報及び指導, 助言	3, 7号	非開示	3, 7号	なし				
			33行目 法人に対する指導, 助言	7号	非開示	7号	なし				
		2	H23.4.7 電話箋	2	「3 発信者」欄, 「5 概要等」欄 1行目 個人に関する情報	2号	非開示		2号	なし	本件行政文書2
					「5 概要等」欄 3～7行目 法人の事故対応情報	3, 7号	非開示		3, 7号	なし	
					「5 概要等」欄 9行目, 10行目34文字目～最後 法人に対する指導, 助言	7号	非開示		7号	なし	
		3	H23.4.11 ファクシミリ	3-1	発信者に関する情報	2号	非開示		2号	なし	本件行政文書3
				3-2 3-3	個人に関する情報, 事故対応情報	2, 3, 7号	非開示		2号	なし	
4	H23.4.15 ファクシミリ	4-1	受信者に関する情報	2号	非開示	2号	なし	本件行政文書4			
			「(備考)」欄 3行目(21文字目～29文字目)	7号	開示		全部				
		4-2	法人に対する指導, 助言	7号	開示		全部				
		4-3	23行目～最後 法人に対する指導, 助言	7号	非開示	7号	なし				
5	H23.5.17 ファクシミリ					原処分開示					
6	H23.5.23 復命書	6-1	「(3)相手方」欄 3行目 個人に関する情報	2号	非開示	2号	なし	本件行政文書5			
		6-2	1行目 個人に関する情報	2号	非開示	2号	なし				
			6～19行目 法人の事故対応情報	3, 7号	非開示	7号	なし				
			21行目9文字目～終わり, 26行目2文字目～終わり 法人に対する指導, 助言	7号	開示		全部				
7	H23.6.27 記録箋	7-1	「2 相談者」欄 個人に関する情報	2号	非開示	2号	なし	本件行政文書6			
			「2 相談者」欄 法人の取引関係先情報	2, 3号	非開示	2号	なし				
			「【概略】」欄 5行目33文字目～6行目17文字目 法人に対する指導, 助言	7号	非開示	7号	なし				
			「【概略】」欄 6行目18文字目～7行目 法人の事故対応情報及び指導, 助言	3, 7号	非開示	7号	なし				

一連番号	文書件名	原処分			審査会の判断			備考
		ページ	非開示該当箇所	理由	判断	理由	開示すべき部分	
7	H23.6.27 記録箋	7-1	「【概略】」欄 8～9行目 法人に対する指導, 助言	7号	非開示	7号	なし	本件行政文書6
			「【概略】」欄 10～11行目 法人の事故対応情報及び指導, 助言	3, 7号	非開示	7号	なし	
			「【概略】」欄 12行目3文字目～13行目 法人の事故対応情報及び指導, 助言	3, 7号	非開示	7号	なし	
			「【概略】」欄 14行目3文字目～15行目 法人に対する指導, 助言	7号	非開示	7号	なし	
			「【概略】」欄 19～24行目 法人の事故対応情報	3, 7号	非開示	3, 7号	なし	
		7-2	7行目3文字目～8行目 法人の運営に関する情報	3, 7号	非開示	3, 7号	なし	
			11行目3文字目～13行目 法人の運営情報及び個人に関する情報	2, 3, 7号	非開示	2, 3, 7号	なし	
		7-3	個人に関する情報	2号	非開示	2号	なし	
		7-6	個人に関する情報	2号	非開示	2号	なし	
		7-8	1行目, 4行目 個人に関する情報	2号	開示		1行目	
非開示	2号				なし(上記を除く)			
8	H23.7.29 生徒等事故報告書	8-1	25行目～最後 法人の運営に関する情報	3, 7号	非開示	3, 7号	なし	本件行政文書7
		8-2	法人の事故対応情報及び個人に関する情報	2, 3, 7号	開示		「標題欄」5列目から10列目まで	
					非開示	2号	なし(上記を除く)	
		8-3	法人の事故対応情報及び個人に関する情報	2, 3, 7号	開示		5列目21行目7文字目 7列目24行目5文字目	
					非開示	2号	なし(上記を除く)	
		8-4	法人の事故対応情報及び個人に関する情報	2, 3, 7号	開示		7列目16行目2文字目から3文字目まで 8列目8行目6文字目 9列目8行目6文字目 12列目11行目3文字目, 28行目3文字目から5文字目まで	
					非開示	2号	なし(上記を除く)	
		8-5	法人の事故対応情報及び個人に関する情報	2, 3, 7号	開示		2列目2行目2文字目, 14行目7文字目 5列目4行目2文字目から4文字目まで 7列目4行目3文字目から5文字目まで 8列目34行目3文字目から5文字目まで	
					非開示	2号	なし(上記を除く)	
		8-6	法人の事故対応情報及び個人に関する情報	2, 3, 7号	開示		2列目5行目7文字目, 7行目4文字目から8文字目まで 7列目23行目6文字目 12列目21行目6文字目	
非開示	2号				なし(上記を除く)			
8-7	法人の事故対応情報及び個人に関する情報	2, 3, 7号	開示		6列目14行目4文字目			
			非開示	2号	なし(上記を除く)			
8-8	法人の事故対応情報及び個人に関する情報	2, 3, 7号	開示		7列目4行目4文字目 10列目4行目4文字目			
			非開示	2号	なし(上記を除く)			
9	H23.9.1 生徒等事故報告書 (追加資料)	9-1	6行目20文字目～終わり 個人に関する情報	2号	非開示	2号	なし	本件行政文書8
			22行目～最後 法人の事故対応情報	3, 7号	開示		全部	
		9-2	30行目 個人に関する情報	2, 3, 7号	非開示	2号	なし	
		9-3	20行目, 21行目, 34行目, 37行目 個人に関する情報	2, 3, 7号	非開示	2号	なし	
		9-4	8行目, 14行目, 16行目, 19行目, 21行目, 24行目, 25行目, 26行目, 28行目, 30行目, 32行目, 33行目, 35行目, 38行目, 41行目, 42行目 個人に関する情報	2, 3, 7号	非開示	2号	なし	
			12行目4文字目～20文字目 法人の事故対応情報	2, 3, 7号	開示		全部	

一連 番号	文書件名	原処分			審査会の判断			備考
		ページ	非開示該当箇所	理由	判断	理由	開示すべき部分	
9	H23.9.1 生徒等事故 報告書 (追加資料)	9-4	36行目 警察職員の氏名	2, 3, 7号	非開示	4号	なし	本件行政文書8
		9-5	2行目23文字目及び24文字目, 2行目32文字目～3行目18文字目, 6行目, 8行目 個人に関する情報	2, 3, 7号	非開示	2号	なし	
			8行目49文字目～11行目 法人の事故対応情報	2, 3, 7号	開示		8行目49文字目から11行目終わりまで	
		15行目～41行目 法人の遺族対応情報	3, 7号	開示		15行目から35行目まで 36行目1文字目から4文字目まで, 8文字目から終わりまで 37行目 38行目1文字目から4文字目まで, 8文字目から終わりまで 39行目から41行目まで		
						非開示	2号	
		9-6	1～3行目 法人の遺族対応情報	3, 7号	開示		1行目1文字目から4文字目まで, 8文字目から終わりまで 2行目 3行目1文字目から15文字目まで, 19文字目から終わりまで	
							非開示	
		5行目, 6行目, 12行目, 14行目, 16行目, 21行目, 23行目, 24行目 個人に関する情報	2号	非開示	2号	なし		
		9-7	9行目, 11行目, 17行目, 19行目, 22行目 個人に関する情報	2号	非開示	2号	なし	
		14行目, 16行目 警察職員の氏名	4号	非開示	4号	なし		
		23～28行目 法人の遺族対応情報	3, 7号	開示		23行目1文字目から4文字目まで, 8文字目から11文字目まで, 15文字目から27行目37文字目まで		
						非開示	2号	
		31行目, 32行目, 33行目, 34行目, 35行目, 36行目, 37行目, 39行目, 41行目 法人の遺族対応情報及び個人に関する情報	2, 3, 7号	開示		31行目25文字目から37文字目まで 33行目31文字目から終わりまで 34行目29文字目から50文字目まで 35行目9文字目から終わりまで 36行目29文字目及び30文字目 39行目26文字目から28文字目, 34文字目から41文字目まで		
						非開示	2号	
		9-8	5行目, 11行目, 12行目, 13行目, 14行目, 15行目, 16行目, 22行目 個人に関する情報	2, 3, 7号	非開示	2号	なし	
		9-10	20行目～最後 法人の事故対応情報	3, 7号	開示		全部	
		9-11	1～8行目 法人の遺族対応情報	3, 7号	開示		1行目から4行目4文字目まで 4行目8文字目から5行目1文字目まで 5行目5文字目から8行目まで	
							非開示	
		15行目21文字目～17行目 法人の遺族対応情報及び個人に関する情報	2, 3号	開示		15行目31文字目から終わりまで 16行目9文字目から17行目まで		
						非開示	2号	
19行目 法人の遺族対応情報	3号	開示		全部				
21～23行目 法人の遺族対応情報及び個人に関する情報	2, 3号	開示		21行目7文字目から終わりまで 23行目2文字目から終わりまで				
				非開示	2号	なし(上記を除く)		
26～33行目 法人の遺族対応情報	2, 3, 7号	開示		26行目から27行目30文字目まで, 34文字目から33行目12文字目まで 33行目20文字目から終わりまで				
				非開示	2号	なし(上記を除く)		

一連 番号	文書件名	原処分			審査会の判断			備考
		ページ	非開示該当箇所	理由	判断	理由	開示すべき部分	
9	H23.9.1 生徒等事故 報告書 (追加資料)	9-11	35～36行目, 39～40行目 法人の遺族対応情報及び個人に関する情報	2, 3号	開示		35行目1文字目, 35行目27文字目から終わりまで, 36行目1文字目, 39行目16文字目から20文字目まで, 27文字目から37文字目まで, 43文字目から40行目4文字目まで 40行目10文字目から終わりまで	本件行政文書8
					非開示	2号	なし(上記を除く)	
		9-12	1行目 法人の遺族対応情報 5行目 法人の遺族対応情報及び個人に関する情報	2, 3号	非開示	3号	なし	
					開示		5行目6文字目から終わりまで	
10	H23.12.1 記録箋	10-1	「2 相談者」欄 法人の取引先に関する情報	3号	非開示	2号	なし	本件行政文書9
			「2 相談者」欄 法人の取引先に関する情報及び個人に関する情報	2, 3号	非開示	2号	なし	
			「【概略】」欄13行目3文字目～5行目 法人の運営に関する情報	3, 7号	非開示	3, 7号	なし	
			「【概略】」欄16行目, 19行目13文字目～21行目 法人に対する指導, 助言	7号	非開示	7号	なし	
		「【概略】」欄 22行目 法人の運営に関する情報	3, 7号	非開示	3, 7号	なし		
10-2	3行目3文字目～4行目 法人の運営に関する情報	3, 7号	非開示	3, 7号	なし			
11	H23.12.12 復命書	11-2	17～26行目 法人の運営に関する情報	3, 7号	非開示	3, 7号	なし	本件行政文書10
			30行目 法人の運営に対する指導, 助言	7号	非開示	7号	なし	
12	H24.1.31 電話記録箋	12	「【概要】」欄 8行目 法人の運営に関する情報	3, 7号	非開示	7号	なし	本件行政文書11
			「【概要】」欄 9～11行目 法人の運営に対する指導, 助言	7号	非開示	7号	なし	
13	H24.11.8 復命書	13-1	「(3)相手方(応対者)職氏名」欄 法人の取引関係先に関する情報	3, 7号	非開示	2, 3号	なし	本件行政文書12
			13行目～最後 法人の取引関係先に関する情報	3, 7号	非開示	2, 3号	なし	
			6～7行目, 20行目～最後 法人の運営に関する情報	3, 7号	非開示	3, 7号	なし	
			1～2行目 法人の運営に関する情報	3, 7号	非開示	3, 7号	なし	
			4行目19文字目～11行目 法人の運営に関する情報	3, 7号	非開示	3号	なし	
22行目～最後 個人に関する情報	2, 7号	非開示	2, 7号	なし				
14	H25.3.26 休園届	14-1	生徒の処置に関する情報	2, 3号	非開示	2号	なし	本件行政文書13
			14-2	理事及び議事録署名人に関する情報(氏名, 印影)	2号	非開示	2号	
15	H25.6.20 電話対応票	15	「概要」欄 30行目～最後 法人に対する指導, 助言	7号	開示		全部	本件行政文書14
16	H25.10.4 対応記録票	16	「相手方」欄 法人の取引先に関する情報	3号	非開示	3号	なし	本件行政文書15
			「相手方」欄 法人の取引先に関する情報及び個人に関する情報	2, 3号	非開示	2号	なし	
			「概要」欄 3～4行目 法人の運営に関する情報	3号	非開示	3号	なし	
			「概要」欄5～15行目, 17～19行目, 「対応」欄 1～4行目 法人の運営に関する情報及び指導, 助言	3, 7号	非開示	3, 7号	なし	

(注)

- 行目とは, 文字が記載されている行を一番上から1行目として, 順次数え上げたものである。
- 文字目とは, 1行中に記載された文字を左詰めにした場合, 一番左の文字を1文字目として順次数え上げたものである。
なお, 句読点, 文頭の記号等及び括弧はそれぞれ1文字とみなし, 空白は除いている。
- 列目とは, 文書中に記載された表中の列を, 一番左から1列目として, 順次数え上げたものである。
- 備考欄に掲げる本件行政文書としての番号は, 別紙2に掲げる本件行政文書としての番号と同一のものである。

別紙 2

一連 番号	行政文書名	開示 区分	備考
1	平成23年4月6日 事務打合せ記録	部分開示	本件行政文書1
2	平成23年4月7日 電話箋	部分開示	本件行政文書2
3	平成23年4月11日 ファクシミリ	部分開示	本件行政文書3
4	平成23年4月15日 ファクシミリ	部分開示	本件行政文書4
5	平成23年5月17日 ファクシミリ	開示	
6	平成23年5月23日 復命書	部分開示	本件行政文書5
7	平成23年6月27日 記録箋	部分開示	本件行政文書6
8	平成23年7月29日 生徒等事故報告書	部分開示	本件行政文書7
9	平成23年9月1日 生徒等事故報告書（追加資料）	部分開示	本件行政文書8
10	平成23年12月1日 記録箋	部分開示	本件行政文書9
11	平成23年12月12日 復命書	部分開示	本件行政文書10
12	平成24年1月31日 電話記録箋	部分開示	本件行政文書11
13	平成24年11月8日 復命書	部分開示	本件行政文書12
14	平成25年3月26日 休園届	部分開示	本件行政文書13
15	平成25年6月20日 電話対応票	部分開示	本件行政文書14
16	平成25年10月4日 対応記録票	部分開示	本件行政文書15

別紙 3

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
26. 5. 28	○諮問を受けた（諮問第207号）。
27. 2. 23 (第342回審査会)	○事案の審議を行った。
27. 3. 23 (第343回審査会)	○事案の審議を行った。
27. 4. 20 (第344回審査会)	○事案の審議を行った。
27. 5. 21 (第345回審査会)	○事案の審議を行った。
27. 6. 19 (第346回審査会)	○事案の審議を行った。
27. 7. 16 (第347回審査会)	○事案の審議を行った。
27. 8. 24 (第348回審査会)	○事案の審議を行った。
27. 9. 14 (第349回審査会)	○事案の審議を行った。
27. 10. 19 (第350回審査会)	○事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿

(平成27年12月24日現在)

氏名	区分	備考
蘆立順美	学識経験者	会長職務代理者
齋藤信一	法律家	
坂野智憲	法律家	会長
渋谷雅弘	学識経験者	
矢吹真理子	情報公開を理解する者	

(五十音順)